

令和7年度下関市介護予防教室実施業務プロポーザル審査に係るQ & A
(令和6年度下関市介護予防教室実施業務プロポーザル審査のQ & Aを一部改変し掲載)

【共通事項】

1. 参加者について

質問	回答
要介護と要支援認定者の方の参加は可能ですか？	要介護認定者及び要支援認定者の参加は可能です。ただし、「下関市介護予防教室事業実施要領第4条」に定める対象者の要件に該当する場合に限りです。
同一人物が複数の教室に参加することは可能ですか？	同一人物が、複数の教室に参加することは可能です。ただし、参加希望者が定員を超えた場合、「仕様書」の「5. 実施方法(4) 対象者の選定」に定める優先順に従って対象者を選定するため、参加できないケースもあります。

2. 受付について

質問	回答
事業者が行う受付事務の流れを教えてください。	「仕様書」の「5. 実施方法(6) 受付等」をご覧ください。受付手順は次のとおりです。①参加申込受付②下関市介護予防教室事業実施要領第6条に定める「参加申込書(様式第1号)」及び「健康調査票(様式第2号)」の発送③参加者からの返送④健康調査票、「仕様書」の「5. 実施方法(4) 対象者の選定」及び「下関市介護予防教室事業実施要領第4条」の規定に基づき参加者を選定⑤参加者への参加決定通知の発送。
電話以外での申込は可能ですか？	申込方法は、委託先への電話申込又は委託先での対面申込を想定していますが、電子メールやFAX等で申込も可能です。ただし、この場合は参加者へ電話連絡にて申込の確認を行ってください。

3. 教室について

質問	回答
<p>フレイル予防教室の社会参加に対する取組みとは、どのような内容を指しますか？</p>	<p>「令和7年度下関市介護予防教室実施業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」の「別紙1 令和7年度下関市介護予防教室実施業務委託先選定プロポーザル審査項目等(企画提案型教室を除く)」の評価基準としていますので、各事業者で実施内容をご検討ください。</p>
<p>フレイル予防教室の「運動」や「口腔」等、実施内容の回数や割合は定められていますか？</p>	<p>「仕様書」の「4. 実施内容(5) 教室プログラムについて」において、「運動」「栄養」「口腔」及び「社会参加」の実施回数は「それぞれ1回以上実施すること。」と定めていますが、具体的な実施回数は各事業者の判断となります。また、実施割合については定めていませんので、具体的な割合についても各事業者でご判断ください。</p>
<p>マシンで筋力アップ教室、プール元気教室、トランポリン教室①、②とありますが、①又は②のみの申し込みは可能ですか？ 見積限度額は①、②の合計金額ですか？</p>	<p>「令和7年度下関市介護予防教室実施業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」の「2 業務概要(3) 履行期間・履行場所・契約期間・見積限度額①マシンで筋力アップ教室②プール元気教室⑤トランポリン教室」に記載のとおり、①又は②のみの申し込みはできません。 また、見積限度額は①、②の合計金額となります。</p>
<p>マシンで筋力アップ教室、プール元気教室、トランポリン教室①、②の開催時期が異なってもよいですか？(例えば①6月～実施②8月～実施の場合。)</p>	<p>「仕様書」の「3. 実施会場・実施日時(1) マシンで筋力アップ教室(2) プール元気教室(5) トランポリン教室」表中の「実施日・回数」で定めている期間であれば、①、②の開催時期が異なることは可能です。</p>

<p>保険料は、参加者一人の契約額が1000円以上、もしくは、団体契約で全体の契約額を参加者数で割った金額が一人当たり1000円以上となれば良いか、どちらでしょうか。また、参加者と保険会社、個人での契約は可能でしょうか。</p>	<p>保険料は、参加者一人あたりの契約額が1000円以上であれば、参加者一人の契約額が1000円以上、もしくは、団体契約で全体の契約額を参加者数で割った金額が一人当たり1000円以上どちらでも構いません。保険の契約については、委託事業者が、参加者の負担分一人当たり教室1期間500円徴収することとしており個人での契約は想定していません。</p>
--	--

4. 指導者要件について

質問	回答
<p>フレイル予防教室の「口腔」について、指導者要件は歯科医でもよいですか？</p>	<p>指導者要件は定めていませんので、歯科医でも構いません。「令和7年度下関市介護予防教室実施業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」の「別紙1 令和7年度下関市介護予防教室実施業務委託先選定プロポーザル審査項目等(企画提案型教室を除く)」の評価基準において評価しますので、事業者が適切と判断する有資格者等を配置してください。</p>
<p>指導者について、指導者の要件はありますか？</p>	<p>特に指導者要件を定めていませんが、「令和7年度下関市介護予防教室実施業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」の「別紙1 令和7年度下関市介護予防教室実施業務委託先選定プロポーザル審査項目等(企画提案型教室を除く)」又は「別紙2 令和7年度下関市介護予防教室実施業務委託先選定プロポーザル審査項目等(企画提案型教室)」の評価基準において評価しますので、事業者が適切と判断する有資格者等を配置してください。</p>

5. 価格提案書・企画提案書等について

質問	回答
<p>フレイル予防教室教室や認知症予防教室等はそれぞれに企画提案書と価格提案書が必要ですか？</p>	<p>同じ種類の教室であれば、複数の教室運営を希望する場合（フレイル予防教室、認知症予防教室が該当）であっても、企画提案書と価格提案書は1部（正本1部と副本5部）のみ提出してください（<u>それぞれ提出しないでください</u>）。</p> <p>なお、種類が異なる教室（例：フレイル予防教室と認知症予防教室）を希望する場合は、教室の種類ごとに、<u>それぞれ企画提案書と価格提案書が必要となります</u>。</p>
<p>同じ種類の教室に複数申し込みます。価格提案書の金額を合算してもよいですか？</p>	<p>同じ種類の教室を複数箇所申し込み場合は、<u>フレイル予防教室、認知症予防教室については、価格提案書に記載する見積金額は1箇所分を積算してください</u>。</p> <p><u>マシンで筋力アップ教室、プール元気教室、トランポリン教室は、2会場分で1つの教室となりますので、2会場分を積算してください</u>。</p>
<p>既に持っている備品について、価格提案書で計上することは可能ですか？</p>	<p>原則、計上することはできません。ただし、本事業（教室）を実施することによって新たに購入する必要がある場合は、計上可能です。</p>
<p>企画提案書の内容は抽象的な表現ではなく、できるだけ具体的に記入した方がいいですか？</p>	<p>「令和7年度下関市介護予防教室実施業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」の「別紙1 令和7年度下関市介護予防教室実施業務委託先選定プロポーザル審査項目等（企画提案型教室を除く）」又は「別紙2 令和7年度下関市介護予防教室実施業務委託先選定プロポーザル審査項目等（企画提案型教室）」の評価基準を項目ごとに審査しますので、このことを踏まえて記載してください。</p>
<p>市が規定している評価項目・評価基準について、規定に準ずる形で企画提案書の作成が必要ですか？</p>	<p>企画提案書に記載する内容は、「令和7年度下関市介護予防教室実施業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」の「別紙1 令和7年度下関市介護予防教室実施業務委託先選定プロポーザル審査項目等（企画提案型教室を除く）」又は「別紙2 令和7年度下関市介護予防教室実施業務委託先選定プロポーザル審査項目等（企画提案型教室）」<u>評価基準ごとに審査を行いますので、基本的には評価基準ごとに記載してください</u>。</p> <p>なお、企画提案型教室を除く教室については、企画提案書（様式7）を使用してください。</p>

<p>複数の種類の教室を申し込んだ場合、提出書類一覧確認票(様式10)はそれぞれに必要ですか？</p>	<p>「令和7年度下関市介護予防教室実施業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」の「7 企画提案書作成方法等(1) 提出書類」に定めたとおり、<u>申し込みされる教室の種類ごとに提出が必要です。</u></p>
<p>企画提案書(別紙様式7・8)に写真や図を挿入してもよろしいですか。</p>	<p>企画提案書(別紙様式7・8)への写真や図の挿入は可能です。「令和7年度下関市介護予防教室実施業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領 7 企画提案書作成方法等」をご確認の上、企画提案書を作成してください。</p>